

**平成24年度熊本県立熊本聾学校
高等部本科（普通科重複障がい学級）入学者募集要項**

所在地 〒862-0901 熊本市東町3丁目14番2号

電 話 096-368-2135

F a x 096-368-2137

1 募集定員

普通科重複障がい学級 3人

2 出願資格

入学を志願することができる者は、原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す聴覚障がいをも有し、併せて他の障がいをも有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

①特別支援学校中学部若しくは中学校を、平成24年3月に卒業見込みの者又は卒業した者

②学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、原則として保護者等による送迎が可能な者とする。

(注) 学校教育法施行令第22条の3より、聴覚障がいとは、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

3 通学区域

通学区域は、熊本県立特別支援学校の通学区域に関する規則に定めるところにより、熊本県下全域とする。

4 入学者選抜の方法

(1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための検査等の結果を資料として、本校高等部本科普通科重複障がい学級の教育に対する適性について判定し、本校校長が行う。

(2) 入学願、調査書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

5 出願期間

(1) 出願期間は、平成24年2月13日（月）から2月16日（木）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。

なお、郵送による場合は、2月15日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 県外からの出願においても出願期間は(1)に示すとおりであるが、転勤等やむを得ない事情によって、この期間に出願できなかった場合には、入学式当日までに保護者とともに確実に県内に転居し、入学後も通学が可能なが確認できることを条件に、特例として平成24年2月23日(木)から3月2日(金)午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

なお、この場合、やむを得ない事情のため、平成24年2月16日(木)までに出願できなかったことを証明する書類を添付すること。

6 出願手続等

(1) 入学願(様式1)、受検票(様式2)、写真票(様式3)、調査書(様式9-1、又は様式9-2)及び医師の診断書(様式10、本校中学部重複障がい学級の在籍者は必要ない)を、出身学校の校長を経て、出願期間内に本校校長に提出する。

入学者選抜手数料は無料とする。

(2) 出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後には、(3)及び次項7の「出願変更」の場合を除き、どのような変更(出願期間内に、ある学校への出願を取り消して本校へ出願することも含む。)も認めない。

(3) 出願取消し(「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの特別支援学校へも出願しない場合を言う。)の場合は、平成24年2月23日(木)以後に、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書で本校校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

7 出願変更

(1) 出願した学校を変更したい者は、1回に限り変更することができる。

(2) 変更期間は、平成24年2月17日(金)から2月22日(水)までとし、この期間に(3)の出願変更の手続きをすべて完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

なお、郵送による出願変更は受け付けない。

(3) 出願変更の手続きは、次のとおりとする。

ア 出願変更したい者は、出身学校の校長を経て、本校校長に、「出願変更願(甲)」(様式5又は5の2)、「出願変更願(乙)」(様式6又は様式6の2)と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願(乙)」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。

イ 受け取った「出願変更願(乙)」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身学校の校長を経て、出願変更先の特別支援学校の校長に提出し、受検票の交付を受ける。

ウ 調査書の他、出願変更先の特別支援学校長が求める書類については、出願変更先の特別支援学校に問い合わせ、新たに作成する必要がある場合は、平成24年2月23日(木)から2月27日(月)午後4時まで提出するものとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

8 調査書の作成・提出

(1) 調査書の作成

出身学校の校長は、調査書（様式9-1又は様式9-2）を作成する。

なお、調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

(2) 調査書の提出

出身学校の校長は、調査書を前記5で示した「出願期間」に、本校校長に提出しなければならない。

9 検査

(1) 検査期日・日程

ア 期 日 平成24年3月7日（水）

イ 日 程

3月7日（水）

集合 午前9時20分 会議室

	項 目	開始時刻	終了時刻	検査時間
検査1	国語 数学	10:00	10:25	25分
		10:25	10:50	25分
休 憩				
検査2	個別検査	11:10から開始しますが個別に実施しますのでその順番によって終了時刻は変わります。		25分

※検査2（個別検査）終了後、15分程度の面談を実施します。

(2) 検査場 熊本県立熊本聾学校

(3) 検査の実施

検査1は国語、数学の2教科とし、各教科とも検査時間は25分とする。検査2として、個別検査（コミュニケーション、運動、作業能力等）を実施し、検査時間は一人当たり25分とする。

(4) 受検者の携帯品

ア 受検票 イ 筆記用具（鉛筆、消しゴム、定規） ウ 上履き

(5) その他

出願の手続きをした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、本校校長は、この検査等に代わる他の適切な措置を講じることができる。

10 面談及び健康診断

(1) 面談は平成24年3月7日（水）個別検査後、保護者同伴で行う。

(2) 本校校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公的な医療機関による検査を求めることができる。

1 1 海外帰国生徒等の取扱い

- (1) 出身学校の校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、すみやかに本校校長へ連絡すること。
- (2) 本校校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じる。

1 2 合格者の発表

- (1) 発表日時 平成24年3月14日(水) 午前9時
- (2) 発表場所 熊本県立熊本聾学校玄関前
- (3) 発表方法 受検番号で発表する。(当日発送の郵送による通知も行う。) 電話による問い合わせには応じない。

1 3 二次募集

- (1) 合格者数が募集定員に満たない場合には、二次募集を実施するものとする。
- (2) 出願資格

二次募集に出願できる者は、前記2の「出願資格」に該当する者で、平成24年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期(一般)選抜における学力検査、熊本県立高等養護学校入学者等選抜検査及び熊本県公立特別支援学校高等部入学者選抜検査(以下、「本検査」という。)のいずれかを受検した者で、出願時において、本県の内外を問わず国・公・私立のいずれの高等学校(大学入学資格が付与されている専修学校高等課程の学科を含む。)又は特別支援学校高等部(高等養護学校も含む。)にも合格していない者とする。ただし、本検査で受検した特別支援学校の同一学科・学級に出願することはできない。

なお、いったんいずれかの高等学校又は特別支援学校高等部(高等養護学校も含む。)に合格した者は、その後の手続きの有無にかかわらず出願できない。

- (3) 募集人員

募集定員から合格者を減じた人数。

- (4) 出願期間

出願期間は、平成24年3月15日(木)から3月19日(月)までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は、正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所・氏名を記入し、80円切手を貼った返信用封筒(定型)を同封のうえ、3月16日(金)までの消印となるよう投函すること。

- (5) 出願手続

ア 二次募集の志願者は、入学願(二次募集)(様式7)を、出身学校の校長を経て、本校校長に提出(出願期間内に必着すること。)し、二次募集受付票(様式8)を受領する。

イ 出願は、1校1学科・学級限りとする。

(6) 入学者選抜の方法

ア 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、本校高等部本科普通科重複障がい学級の教育に対する適性について判定し、本校校長が行う。

イ 本校校長は、出願者に対して、平成24年3月21日（水）に本校で面談を保護者同伴で実施する。

なお、出願者は面談時に二次募集受付票を持参すること。（郵送による出願の場合を除く。）

ウ 入学願等に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消す。

(7) 選抜結果の通知

本校校長は選抜結果について、平成24年3月22日（木）に出願者へ郵送で通知するとともに、出願者の出身学校の校長へ通知する。

14 県外からの出願

(1) 県外から出願する者は、6の(1)に示した必要書類のほかに、県外公立特別支援学校高等部等入学志願についての証明書（様式4）を本校校長に提出すること。ただし、様式4に準じたものであれば各県等で定めたものを使用してもよい。

(2) 県外から出願する者で、入学後も保護者が県外に居住する場合は、居住する都道府県の教育委員会を経て、熊本県教育委員会に様式11により、平成24年1月27日（金）までに入学志願許可願を提出し、許可を得なければならない。その後、14の(1)の手続きをすること。

15 その他

この要項に記載がないことがらについては、「平成24年度熊本県立特別支援学校入学者選抜要項」に準じて実施する。